

2022年2月24日
全国労働金庫協会理事会

労働金庫業態における成年年齢引下げをふまえた対応にかかる申し合わせ

『民法』改正に伴い、2022年4月1日より成年年齢が現行の20歳から18歳に引下げられます。これに伴い、これまで親権者の同意が必要であった18歳・19歳の若年者(以下「若年者」という)は、自らの意思で借入れも含めた様々な契約を締結できるようになります。

本成年年齢の引下げは、若年者の自己決定権を尊重するものであり、社会参加の促進につながるものとして期待されています。

しかしながら若年者については、一般的に金融取引を含む社会経験が少ないこと、また、本改正に伴いこれまで認められていた未成年者取消権が行使できなくなるなど、これまで以上にカードローン等の提供には十分な配慮が必要になります。

つきましては、利用者保護の観点から、若年者へのカードローンの提供にあたり、以下の点を労働金庫業態として申し合わせるものといたします。

記

1. 生活応援運動の実践

労働金庫業態では、勤労者が金融トラブルや多重債務に陥らないよう、これまでも勤労者の「お金」にまつわる諸問題の防止・解決に向け、生活設計・生活改善・生活防衛を3つの柱とする生活応援運動の取組みを進めている。

引き続き労働金庫業態では、会員・推進機構と連携し、若年者を含む勤労者の生活設計・生活改善・生活防衛に資する金融教育・消費者教育などの対応に注力していく。

2. 若年者への配慮に欠けたカードローン広告・宣伝および推進の抑制

(1) カードローンに関して、若年者のみに限定した広告・宣伝は行わない。

特に、今般の成年年齢引下げに伴い、親権者の同意なしに労働金庫のカードローンが利用できるようになることを強調するといった配慮に欠けた表示等を行わない。

(2) 若年者への積極的なカードローン推進は行わない。

そのうえでカードローン口座の開設を希望する若年者には、商品性等について、丁寧な説明を行うとともに、カードローン口座開設の必要性について十分な確認を行う。

3. 健全な利用を促す相談受付・審査態勢等

(1) 利用者利便と利用者保護の両面に十分配慮しながら、特に、若年者向けの貸付に際しては、利用者にとって過剰な借入れとならないよう、収入状況や返済能力を正確に把握したうえで適切な相談受付・審査を行う。

(2) カードローン審査時および借入後、契約者に不自然な点が見受けられる場合には、契約者へのより詳細なヒアリングの実施や、必要に応じ、契約者の同意を得たうえで親族等を交えた対応を行う。

以上